

# 中丸町内会会則

2010年 4月

中丸町内会

## 第1章 総 則

### (名称及び事務所)

第 1 条 本会は、中丸町内会と称し、事務所は、中丸町内会長宅に置く。

### (目的)

第 2 条 本会は、下和泉連合町内会(以下連合会と言う)の一員として、各町内会と連絡協調を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)回覧板などの区域内の住民相互の連絡
- (2)美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3)区域内の交通安全、防犯、防災
- (4)本会内外の各種団体との連絡調整
- (5)本会会員相互の親睦と福利厚生
- (6)その他本会の目的達成に必要な事業

### (事業)

第 3 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)行政に関すること
- (2)住民の要望に関すること
- (3)環境衛生に関すること
- (4)消防、防災に関すること
- (5)文化、福利厚生、体育に関すること
- (6)防犯に関すること
- (7)青少年の育成に関すること
- (8)役員会運営に関すること
- (9)印刷物発行に関すること
- (10)その他、目的達成に必要な事業に関すること

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第 4 条 本会の会員は中丸町内会に居住する世帯を以って構成し、その資格はこの町内会に転入と同時に生じるものとする。なお、極力全世帯が加入するように要請する。

### (会員の活動)

第 5 条 本会の会員は中丸町内会で実施する活動(事業計画)に協力し、第2条の目的を達成するよう一致協力する。

### (入 会)

第 6 条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別表の入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(退会等)

第 7 条 会員が次の各号の 1 つに該当する場合には退会したもとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別表の退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において定める会費を会長が定める日までに納入しなければならない。  
なお必要により臨時徴収をする場合がある。

2 本会に入会した会員は、入会した翌月から会費を納める。別表の領収書を発行する。

3 本会を退会した会員は、退会した月までの会費を納めることとし、会費を前納している場合は、退会した翌月分からの会費の返金を受ける。

(会費の免除)

第 9 条 会費の免除要件は世帯主が異なるが同居の場合、世帯主が異なる同一家族で二世帯住宅の場合は一世帯とみなす。なおその他必要と認めた場合は、会長・副会長・総務部長・会計部長(以下四役という)及び当該組長と協議のうえ決定する。

(奉仕事業)

第10 条 本会は定例的に環境整備などの奉仕事業を行う。

この場合、家庭の都合、その他の理由により出席不能の場合は不参加賃として、別に定める金額を納入する。ただし、四役と当該組長協議のうえ事情止むを得ないと認めた場合は、免除することが出来る。

(閲覧)

第11 条 会計書類をはじめ一切の書類は、会員の申請により閲覧することが出来る。

(弔意金)

第12 条 会員及び親族が死亡し、当地において葬儀を行う場合、香料として金五千円を贈る。

### 第3章 役員

(役員及び任務)

第13 条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長	1名	副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之を代理する。
総務部長	1名	総務部長は会長の指示により、業務を処理する。
会計部長	1名	会計部長は会計の一切を処理する。
会計監査	2名	会計監査は年1回以上、会計の監査を行う。
相談役	若干名	相談役は本会の運営について役員会及び会長に助言する。
ブロック長	4名	会務の運営を円滑にするための活動を推進する。
組長	20名	町内会の核として各行事に参画し、受持ち組内の会務を遂行する。

スポーツ推進委員	1名	連合会体育部と協力し、会員の健康増進に努め、スポーツに関する業務を処理する。
環境事業推進委員	1名	連合会環境部と連携しヨコハマ3R夢プランの推進及び不法投棄の防止並びに地域清掃活動の推進を図る。
保健活動推進員	1名	連合保健部と連携し、福祉保健センターと密接な連絡を保ち町内の保健衛生一切の業務を処理する。
青少年指導員	1名	連合会青少年部と共に、各校外委員と協力し青少年の健全な育成に努める。
明るい選挙推進員	1名	選挙管理委員会と連携し、明るい選挙活動を担う。
連合会館管理部員	1名	連合会館管理部に協力し、連合会館の管理運営を行う。
地域防災拠点運営委員	3名	地域防災拠点の運営委員として、地域防災拠点の運営全般を行う。
体育部員	2名	連合会体育部と協力し、会員の健康増進に努め、スポーツに関する業務を処理する。
交通部員	2名	連合会交通部と協力し、交通安全啓蒙に努め、交通に関する業務を処理する。
女性部員	2名	連合会女性部と協力し、女性部活動に関する業務を処理する。
民生児童委員	1名	地域の住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努める。

(役員を選任及び選出方法)

第14条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

第15条 役員の選出方法は、中丸町内会役員改選規約による。

(役員任期)

第16条 役員任期は別表とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員表彰)

第17条 町内会役員として通算10年間以上活動して戴いた方、並びに会長が推薦した方に感謝状及び記念品を贈呈する。

表彰の対象役員は中丸町内会規約の通りとする。

(役員活動経費)

第18条 町内会長の認めた活動に関わる経費については、会計部長へ経費証明書を以って請求することが出来る。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第21条 総会は、この規約に定めるほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が認めたとき。

(2) 会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (総会の招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

### (総会の議事及び議決)

第25条 総会の議事は、次の通りとする。

(1) 会則の改廃

(2) 前年度事業報告及び本年度事業計画

(3) 決算報告及び会計監査報告

(4) 本年度予算

(5) 役員体制

2 出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会員の議決権)

第26条 会員は、総会において、1世帯1箇の表決権を有する。

### (総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5)議事録署名人は会長と議長が行う事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員構成)

第28条 出席役員は会長が指名する。

(役員会の権能)

第29条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行
- (3)その他総会議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員招集等)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるときに召集して運営事項を審議する。

- 2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求のあったときは、その請求のあった日から15日以内に役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、総務部長がこれに当たる。総務部長不在の場合は副会長が当たる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録記載の資産
- (2)会費
- (3)活動に伴う収入
- (4)資産から生ずる果実
- (5)その他収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第21条 総会は、この規約に定めるほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が認めたとき。

(2) 会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (総会の招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

### (総会の議事及び議決)

第25条 総会の議事は、次の通りとする。

(1) 会則の改廃

(2) 前年度事業報告及び本年度事業計画

(3) 決算報告及び会計監査報告

(4) 本年度予算

(5) 役員体制

2 出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会員の議決権)

第26条 会員は、総会において、1世帯1箇の表決権を有する。

### (総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補 則

(規約の変更)

第37条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。別表の変更については、役員会の承認によることができる。

(備付け帳票及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(附 則)

第39条 第8条の会費は月額250円とする。

2 第10条の不参加賃は300円とする。

第40条 施行 この会則は、平成22年4月11日から施行する。

改正 この会則は、令和 2年4月12日から施行する。

改正 この会則は、令和 4年4月10日から施行する。

改正 この会則は、令和 6年4月14日から施行する。



第2章 会 員（入会） 第6条 別表

中丸町内会会長殿

中丸町内会入会届け

\_\_\_\_\_ブロック \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

ふりがな	
氏 名	
住 所	
電 話	

第2章 会 員（退会等） 第7条(2) 別表

中丸町内会会長殿

中丸町内会退会届け

\_\_\_\_\_ブロック \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

ふりがな	
氏 名	
住 所	
電 話	

## 第2章 会 員 (会 費) 第8条 2 別表

### 中丸町会内費領収書

\_\_\_\_\_ 様

令和 年度

会費 月額 250円

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
領収印												

中丸町内会

### 中丸町会内費領収書(組長控)

\_\_\_\_\_ 様

令和 年度

会費 月額 250円

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
領収印												

中丸町内会

第16条別表「役員任期」

	役 職	任 期	定 数
1	会長	2年	1名
2	副会長	2年	1名
3	総務部長	2年	1名
4	会計部長	2年	1名
5	会計監査	2年	2名
6	相談役	2年	若干名
7	ブロック長	1年	4名
8	組長	1年	20名
9	スポーツ推進委員	2年	1名
10	環境事業推進員	2年	1名
11	保健活動推進員	2年	1名
12	青少年指導員	2年	1名
13	明るい選挙推進員	2年	1名
14	更生保護女性会	2年	2名
15	連合会館管理部員	2年	1名
16	地域防災拠点運営委員	2年	3名
17	体育部員	2年	2名
18	交通部	2年	1名
19	女性部委員	2年	2名
20	民生児童委員	3年	1名

## 中丸町内会規約

### 第1条 町内会役員表彰(感謝状)規約

#### 1 対象とする役員

第3章 第13条による役員とし、自薦または他薦のあった役員とする。

#### 2 対象とする役員の通算任期

役員として通算10年を区切りとする。

#### 3 感謝状及び記念品

①中丸町内会会長名で感謝状を贈る。

②記念品の金額については、町内会長が決定する。

第2条 この規約は平成21年4月12日から施行する。

## 中丸町内会役員改選規約

### 第1条 目的

中丸町内会の役員引継が円滑、また速やかに行われる事を目的とする。

### 第2条 組織

中丸町内会長を下記の要領で4ブロックに分けて、組織化する。

ブロック別	組 別
Aブロック	1組、2組、3組、4組
Bブロック	5・6組 7・8組
Cブロック	9組、10組、11組、12組、13組、14組
Dブロック	15組、16組、17組、18組、19組、20組

### 第3条 役員構成と任期

役員任期は原則として2年とする。但し再任は妨げない。

番号	役 職	任 期	定 数
1	会長	2年	1名
2	副会長	2年	1名
3	総務部長	2年	1名
4	会計部長	2年	1名
5	会計監査	2年	2名
6	相談役	2年	若干名
7	ブロック長	1年	4名
8	組長	1年	20名
9	スポーツ推進委員	2年	1名
10	環境事業推進員	2年	1名
11	保健活動推進員	2年	1名
12	青少年指導員	2年	1名
13	明るい選挙推進員	2年	1名
14	更生保護女性会	2年	2名
15	連合会館管理部員	2年	1名
16	地域防災拠点運営委員	2年	3名
17	体育部員	2年	2名
18	交通部	2年	1名
19	女性部委員	2年	2名
20	民生児童委員	3年	1名

#### 第4条 役員の選出と資格

##### 1 役員の選出方法

- (1) 会長、副会長、総務部長、会計部長の選出は、ブロック長が組長と協議して4名を選出し次の項により担当する役職を決定する。
  - ①各ブロックで推薦された役員は会長、副会長、総務部長、会計部長を相互に選出し総会にて選任する。
- (2) 組長、ブロック長は、ブロック・組内での順番制とし、総会にて選任する。
- (3) 下記の役員については、ブロック・組内での順番制とし、総会にて選任する。  
スポーツ推進委員、保健活動推進委員、青少年指導委員、環境事業推進委員、体育部員、交通部員、女性部員
- (4) 下記の役員については原則として(1)項の役員で相互に選出して総会にて選任する  
明るい選挙推進委員、連合会館管理部員
- (5) 下記の役員については、会長の推薦により委嘱する  
相談役、民生児童委員、地域防災拠点運営委員、会計監査、更正保護女性会
- (6) 選任の順番制は、別表により過去の役員履歴を考慮して順番とする。

##### 2 役員の資格

- (1) 町内会長の資格は、原則として世帯を持ちなおかつ5年以上町内に居住する者とする。
- (2) 会計部長の資格は、原則として世帯を持ちなおかつ5年以上町内に居住する者とする。
- (3) 相談役の資格は、会長及び副会長経験者とする。

#### 第5条 役員の選出期限

任期満了の引継ぎが速やかに行われる為に、任期中のブロック長はブロック内の各組長と協議し、総会までに役員を選出して町内会長へ報告する。なお、協議開催日、会場等の手配は任期中の組長（ブロック長）が協議して任にあたる。

#### 第6条 付 則

- 1 施行 この規約は、平成10年1月21日より施行する。
- 2 改正 この規約は、平成18年4月 1日より改正する。
- 3 改正 この規約は、平成21年4月12日より改正する。
- 4 改正 この規約は、平成22年4月11日より改正する。
- 5 改正 この規約は、令和 2年4月12日より改正する。
- 6 改正 この規約は、令和 4年4月10日より改正する。
- 7 改正 この規約は、令和 6年4月14日より改正する。